

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、平成11年厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が\_\_\_\_\_様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

|          |                                   |
|----------|-----------------------------------|
| 事業者(法人)名 | 株式会社ファルマ・スマイル                     |
| 所在地      | 山形県北村山郡大石田大字大石田甲185-1             |
| 代表者名     | 代表取締役 新田 幸男                       |
| 事業所名     | おいしいだ調剤薬局（山形県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者） |
| 事業所の所在地  | 山形県北村山郡大石田町大字大石田甲185-1            |
| 指定番号     | 山形県指定 0642440101                  |
| 管理者名     | 新田 幸男                             |
| 電話番号     | 0237-36-1588                      |

## 2. 事業の目的と運営方針

### ＜事業の目的＞

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、おいしいだ調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

### ＜運営の方針＞

- ① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市区町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

## 3. 提供するサービス

### ＜居宅療養管理指導等サービス＞

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

## 4. 職員等の体制

| 従業者の職種 | 員 数 | 通常の勤務体制                                                                                |
|--------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬剤師    | 2 名 | ・常勤者（1名）<br>勤務時間一月・水～金曜日 午前9：00～午後5：30<br>土曜日 午前9：00～午後4：00<br>第1・第3日曜日 午前9：00～午後12：00 |
| 事務員    | 2 名 | ・常勤者（2名）<br>勤務時間一月・水～土曜日 午前9：00～午後5：30<br>土曜日 午前9：00～午後4：00<br>第1・第3日曜日 午前9：00～午後12：00 |

## 5. 担当薬剤師

担当薬剤師：①新田 幸男（主担当）②\_\_\_\_\_③\_\_\_\_\_

責任者： 管理薬剤師名 新田 幸男

- ① 当薬剤師は、身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。（その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。）

## 6. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① ①営業日 月曜日・水曜から土曜日、第1・第3日曜日  
但し、国民の祝祭日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除きます。
- ② 営業時間 月・水～金 午前9：00～午後5：30  
土曜日 午前9：00～午後4：00  
第1・第3日曜 午前9：00～午後12：00

## 7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

サービスの利用料は介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

- ① 居宅療養管理指導サービス提供料
  - 1) 単一建物診療患者様数が1人のみの場合 518円(1割)・1036円(2割)・1554円(3割)
  - 2) 単一建物診療患者様数が2～9人の場合 379円(1割)・758円(2割)・1137円(3割)
  - 3) 単一建物診療患者様数が10人以上の場合 342円(1割)・684円(2割)・1026円(3割)
    - ・単一建物戸数10%以下又は20戸未満であって算定する者が2人以下の場合には、単一建物診療患者が1人であるものとみなす。
    - ・算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。
- ② 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合(麻薬等管理指導加算、上記①に加算)  
1回につき100円(1割)、200円(2割)、300円(3割)
- ③ 中山間地域等における小規模事業所加算10%が算定されます
- ④ 情報通信機器を用いて行う場合加算があります  
46円(1割)、92円(2割)、138円(3割)

注1) 上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

注2) 上記の利用料等は厚生労働省が定める算定基準に準拠して算定しています。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

注3) 居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

## 9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

電話番号： 0237-36-1588 担当者名： 新田 幸男